

静岡県教育委員会
学校教育課長様

平成23年度

言語・聴覚・発達障害等の教育に関する

要望書

静岡県言語・聴覚・発達障害教育研究会

はじめに

日頃より、静岡県について格別のご理解とご尽力を賜り深く感謝申し上げます。

静岡県言語・聴覚・発達障害教育研究会は、言語・聴覚・発達障害に関する教育の推進を図ることを目的として、昭和45年の発足以来、県下の通級指導教室、養護学級（難聴）担当者が、幼児教育担当者や医療機関等の療育担当者と共に言語・聴覚・発達障害教育のための実践的研究及び相談事業等を着実に積み重ね、特別支援教育の充実と担当者の資質向上に努めてまいりました。近年においては、本会主旨に賛同される校内特別支援コーディネーターや通常学級の先生方にも本会に加入していただき、研究団体としての基盤が確立されています。

現在、通常学級における特別支援教育のウェイトが緊張を伴いながら大きくなっている現状の中で、通級指導教室に対するニーズが量と共に質の面でも急増しています。今後も、言語・聴覚障害児教育はもとより、発達障害児教育等も含めた研究組織として、本県の特別支援教育の発展に対して更なる役割を果たしていきたいと考えておりますので、別記事項について格別のご高配を賜りますようお願いいたします。

平成23年10月 日

静岡県言語・聴覚・発達障害教育研究会
会長（静岡市立番町小学校長）宇佐美昌好

要 望 事 項

I 通級教育の充実のための要望

- 1 通級指導教室(言語障害・聴覚障害・発達障害)や特別支援学級(難聴)の設置状況に大きな地域間格差が生じています。こうした格差を是正するために通級指導教室(学齢・幼児)や特別支援学級(難聴)の新設や増設をお願いいたします。
- 2 本県が推進してきた特別支援教育及び通級による指導の一層の充実を図るため、通級指導担当の経験を活かしつつ、その経験が適切に継承されるよう人事面での配慮をお願いいたします。
- 3 中学校における通級指導教室や特別支援学級(難聴)の設置が著しく乏しい状況にあります。たいへん重要な思春期の生徒への支援の充実を図るため、中学校における通級指導教室の設置を推進するようお願いいたします。
- 4 通級による指導は保護者の強い要望などにより、午後に指導が集中し、勤務時間内では指導に対応することができません。今年度、県下4校の通級指導教室において実施されたサテライトによる指導という新たなシステムは、通級児や保護者の負担軽減等の成果が上がっています。今後、ニーズに応じて実施することができるよう配慮をお願いいたします。また、勤務体制の柔軟な運用ができるよう併せて配慮をお願いいたします。
- 5 通級指導教室の増加に伴って、通級指導教室の新任者も増加しております。本会においても新任者研修を実施しておりますが、年1回の実施で十分とは言えません。新任者が安心して通級指導教室を担当できるよう新任者研修等の充実を図っていただくことをお願いいたします。また、新任者だけでなく、広く研修の機会を増やしていただくことをお願いいたします。
- 6 通級指導教室の増加に伴って、通級指導教室の新任者も増加しております。本会においても新任者研修を実施しておりますが、年1回の実施で十分とは言えません。新任者が安心して通級指導教室を担当できるよう新任者研修等の充実を図っていただくことをお願いいたします。また、新任者だけでなく、広く研修の機会を増やしていただくことをお願いいたします。

II 言語障害通級指導教室充実発展のための要望

言語障害通級児童の割合は増加しニーズが高まっているにもかかわらず、県内の言語障害通級指導教室数や担当者数は増えていません。ニーズに応え、質の高い指導を行うためには、言語障害通級指導教室のさらなる増設と担当者の配置をお願いいたします。

III 聴覚障害特別支援学級・聴覚障害通級指導教室充実発展のための要望

近年、特別支援学級（難聴）や通級指導教室（難聴）はその数が著しく減少しており、難聴児のニーズに答えることができない状態となっています。聴覚に障害のある児童生徒の学習に於いては、障害の改善や克服についての指導だけでなく、将来の社会参加に向けた通常の学級での「学級適応」に関する支援が重要です。この「学級適応」への支援に大きな成果を収めてきた、難聴学級・教室が減少していくことは、難聴児やその保護者にとって大きな損失です。特別支援学級（難聴）や通級指導教室（難聴）の増設を是非お願いいたします。

IV 発達通級指導教室充実発展のための要望

- 1 発達障害により、通常の学級での生活のしにくさや学習のしにくさを感じ、自己肯定感が下がってしまっている児童生徒が急増しています。これに伴い、発達障害通級指導教室の設置が進んできましたが、まだまだニーズに応えるものではありません。未設置の市町においては、一刻も早く新設されることをお願いすると共に、既設の市町においてもニーズに応じた新設、増設をお願いいたします。
- 2 県内では中学校の発達障害通級指導教室は浜松市に 3 教室ありますが、他市町は通級での指導を受けることができるのが小学校 6 年生までとなっています。ぜひ、中学校の発達障害通級指導教室の新設をお願いいたします。

V 早期指導充実発展のための要望

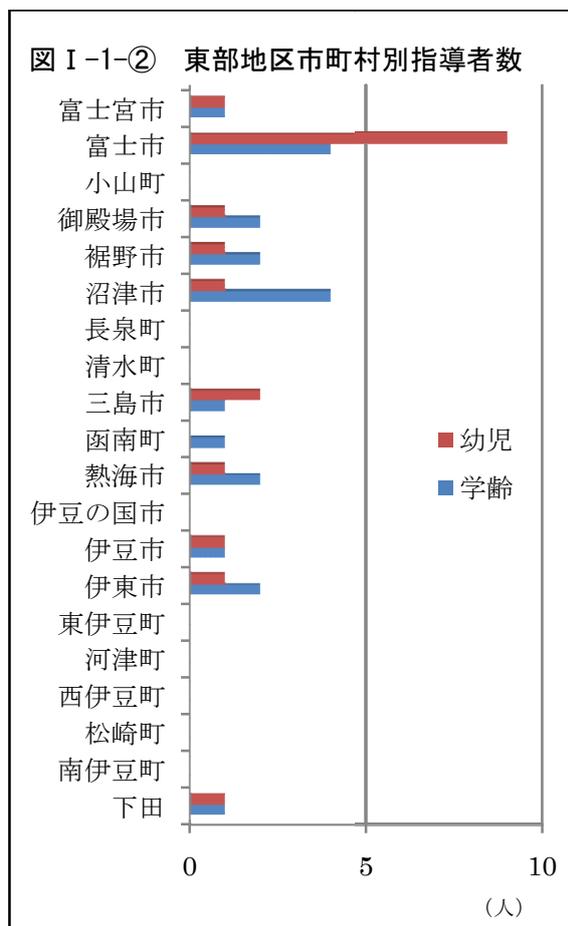
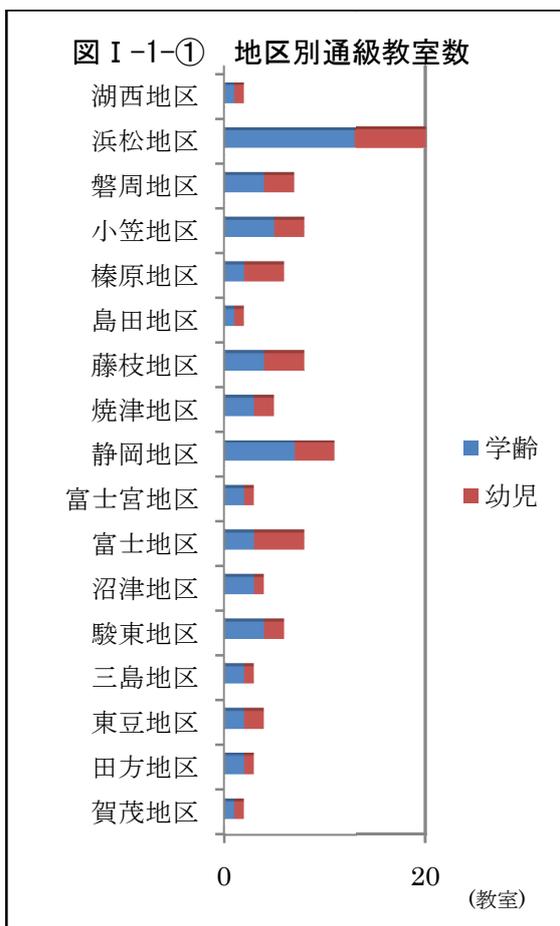
- 1 本県の「幼児ことばの教室」は、県内外から高い評価を得ています。しかし、「幼児ことばの教室」には県単位の設置基準がなく、各教室によって様々な設置形態があり、支援の質や量は市町によって大きな差があります。
そこで、県内どこの市町においても一定の支援が受けられるよう県による設置基準や指導者雇用の基準を設ける必要があると思われます。早期支援の重要性を鑑みこのことについてご検討くださるようお願いいたします。
- 2 幼児指導者の高い専門性を維持するため、「幼児ことばの教室」に正規職員を配置することをお願いいたします。また、市町に対して、非常勤嘱託などを配置する際には現行の他業務の非常勤嘱託の勤務年限等（研修参加の制約を含む）の適用から除外するよう働きかけをお願いいたします。

I 通級教育の充実のための要望

1 通級指導教室(言語障害・聴覚障害・発達障害)や特別支援学級(難聴)の設置状況に大きな地域間格差が生じています。こうした格差を是正するために通級指導教室(学齢・幼児)や特別支援学級(難聴)の新設や増設をお願いいたします。

平成5年の通級制度法制化が契機となり、全国に通級指導教室が設置されるようになりました。静岡県においても、通級指導教室の必要性が広く理解されるようになり、平成8年度には言語障害通級指導教室が29教室しかなかったものが、昨年度、本年度は発達障害通級指導教室を併せて76教室にまで増えてきました。しかし、図I-2-②からも分かるように、東部地区では、未設置の市町もあり、通級児童・保護者が他市町から時間をかけ、苦勞して通っている場合も少なくないなど、地区によって通級指導教室の設置数や設置率に大きな差があります。

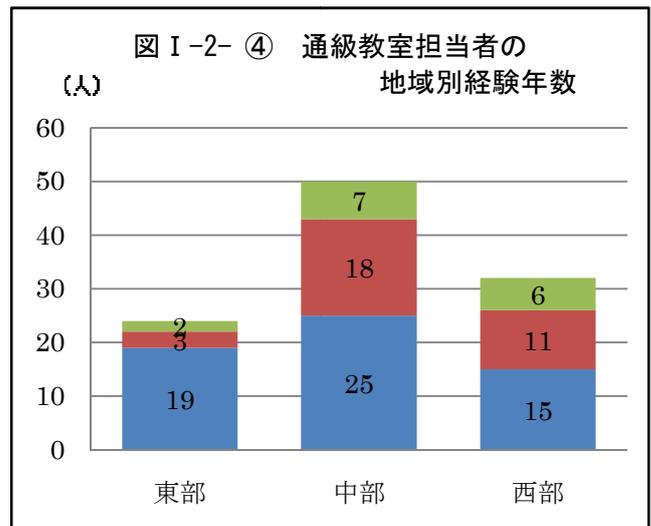
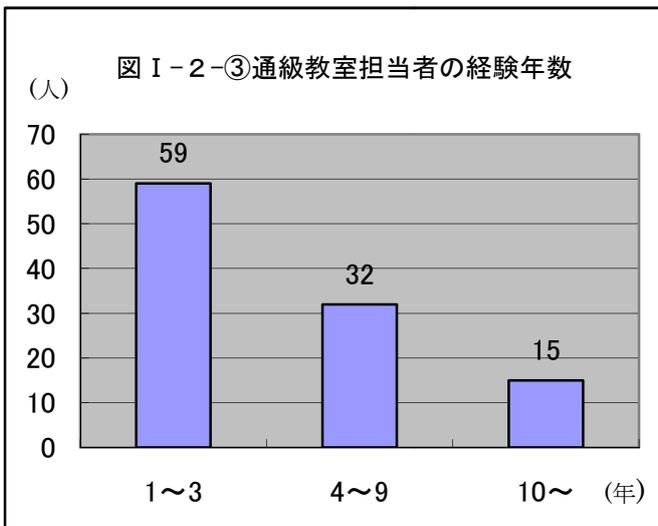
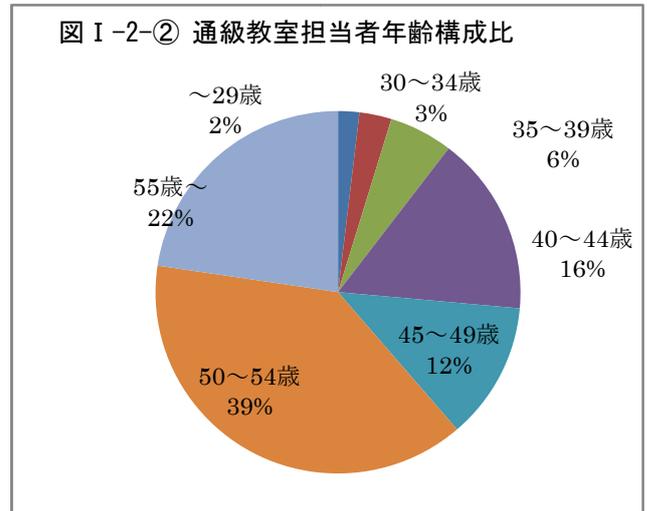
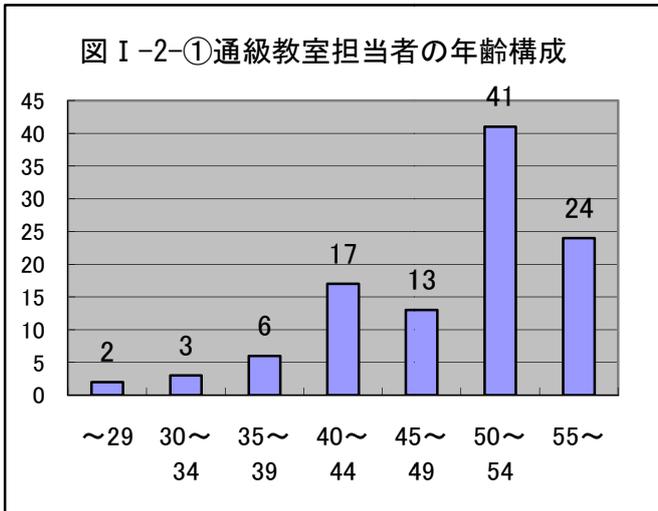
こうしたことから、各市町の小中学校の設置状況を調査し、それに基づく教室設置を行い、地域間格差をなくすよう、ご尽力をお願いいたします。



2 本県が推進してきた特別支援教育及び通級による指導の一層の充実を図るため、通級指導担当の経験を活かしつつ、その経験が適切に継承されるよう人事面での配慮をお願いいたします。

県教育委員会のご指導の下、通級指導教室担当者は、言語・聴覚・発達障害児教育の充実に努めてまいりましたが、図 I-2-①、図 I-2-②が示すように担当者の年齢は50歳以上に集中しており、20歳代と30歳代の担当者は全体の10%程度の状態にあります。また、図 I-2-③のように担当者の半数以上が経験年数3年未満となっています。特に東部地区は、図 I-2-④のように経験年数10年未満の担当者が約8割を占めております。このことは、東部地区には1市町1教室しか設置されていない市町が多く、他市町との人事交流を図りにくいことが要因として考えられます。

このような不均衡な担当者の構成は専門性を継承したり、深めたりする観点からも問題があり、本会主催の通級指導教室設置校長会でも多くの校長が課題として挙げております。本県の特別支援教育及び通級による指導の一層の充実を図るため、将来的な視点に立った均衡のとれた人事が行われるようご配慮をお願いすると共に、東部地区においては他市町間の人事交流が円滑に図られるようご配慮をお願いいたします。



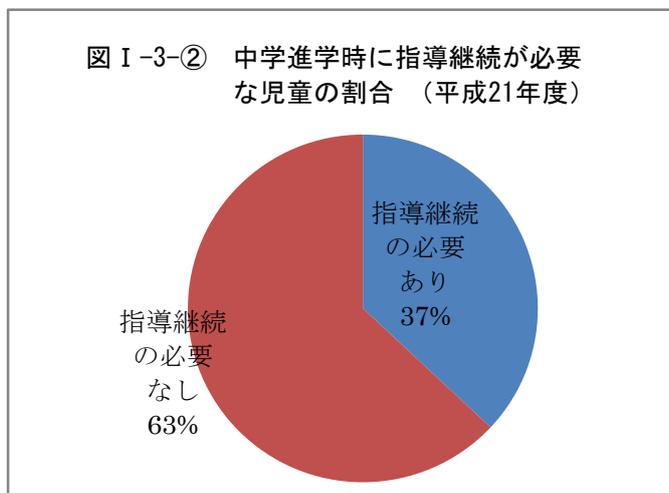
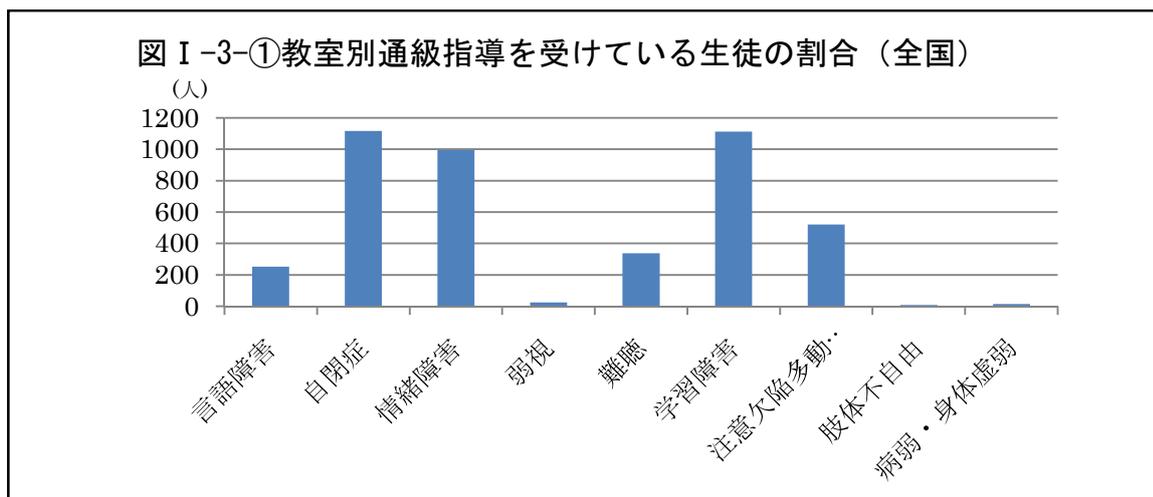
3 中学校における通級指導教室や特別支援学級（難聴）の設置が著しく乏しい状況にあります。たいへん重要な思春期の生徒への支援の充実を図るため、中学校における通級指導教室の設置を推進するようお願いいたします。

全国の中学校における言語障害や発達障害、聴覚障害に対する指導・支援は、平成 23 年度文部科学省の調査では、図 I-3-①のように、4383 名の生徒が通級指導教室での指導を受けているという報告があります。

しかし、静岡県では、中学生のための通級指導教室は、浜松市に発達障害通級教室が 3 校に設置されているのみであり、小学校の通級指導教室を終了した 405 名のうち、通級による指導を受けることができた生徒数は 52 名という状況にあります。

平成 21 年度の県内通級指導教室における調査によりますと、図 I-3-②に示す通り、中学校進学後も継続指導が必要と思われる割合が小学校卒業生全体の 4 割近くになるにもかかわらず、中学校に通級指導教室がないため、指導を中止せざるを得なかった状況となっています。

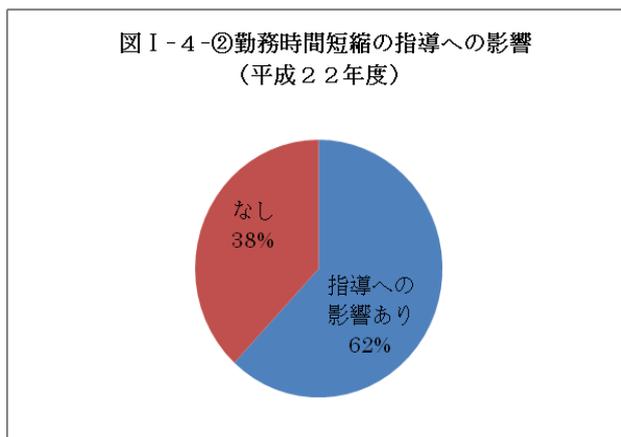
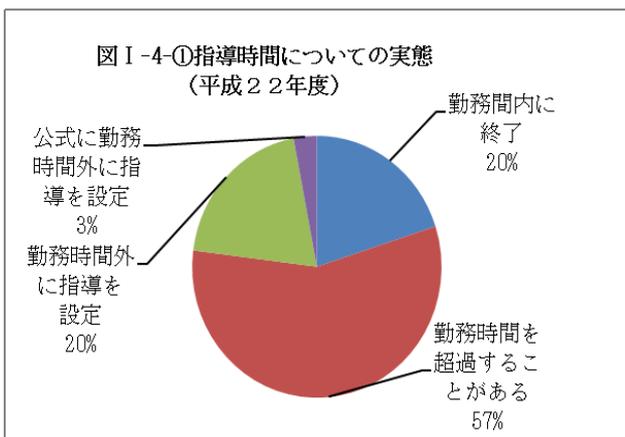
以上のことから、本県における中学校通級指導教室の設置を重要かつ緊急の課題として推進していくようお願いいたします。



4 通級による指導は保護者の強い要望などにより、午後に指導が集中し、勤務時間内では指導に対応することができません。今年度、県下4校の通級指導教室において実施されたサテライトによる指導という新たなシステムは、通級児や保護者の負担軽減等の成果が上がっています。今後、ニーズに応じて実施することができるよう配慮をお願いいたします。また、勤務体制の柔軟な運用ができるよう併せて配慮をお願いいたします。

通級による指導は、保護者の強い要望もあり、午後に指導を集中せざるを得ない状況にあります。こうしたことから、図 I-4-①のように8割の教室が勤務時間を超えて指導を行っていたり、勤務時間外に指導を組まざるを得なかったりする現状があります。加えて、図 I-4-②のように昨年度から実施された勤務時間の短縮により一層指導時間の確保が難しい状況にあります。通級教室としても勤務時間内に指導を終わらせるためにグループ指導を組んだり、朝8時から指導をしたり、昼休みを利用して指導したりするなどの工夫はしておりますが、そうした工夫だけでは限界があります。

こうした現状から、今年度県下4校でサテライトによる指導が始まりました。保護者の送迎の負担が減ったことは大きなメリットです。その他にも、集団の中での児童の様子がわかり問題となる行動だけでなく環境との全体的な関係から考えることができるようになったこと、紙面のやりとりだけでは読み取れない子どもや担任の変化に気づくことができること、さらに、コーディネーターや担任・管理職と情報交換しやすく、継続的長期的に関わることができるようになったこと等の成果が上がっています。しかし、サテライト用の教材費がないため、指導に必要な教材をそのたびに持ち運ばなければならないということが1つ目の課題として上がっています。サテライト用の予算をつけていただきたいと思います。2つ目として、サテライト校に出かけてしまうために外部との連絡に支障を来したり自校での時間割を組むことに難しさがあったりしました。サテライト校の継続とともに、通級担当者の増員をお願いしたいと思います。3つ目として、「サテライト」担当者にとって、午前中の時間を有効に利用でき、勤務時間の短縮につながったというメリットの一方、「ことばの教室」通級児の場合は、授業を抜けることに抵抗があり午後に希望が集中してしまうという依然として同じ問題も生じています。「ことばの教室」か「発達の教室」かによっても、サテライトの必要性が大きく変わるのではないかと思います。今後、ニーズに応じて設置校を決めることができるように柔軟な対応をお願いいたします。さらに、通級児童や保護者のニーズに応えながら、各教室や各担当者の実情に合わせてフレックスタイム等の柔軟な運用もできるようにお願いいたします。



5 通級指導教室担当者は、通常の指導に加えて、在籍校や関係機関の訪問・参観など多くの業務を抱えています。また、年度途中での入級に係わる教育相談も日常化しております。こうしたことから、在籍校訪問や教育相談などの時間も正規の業務として位置づけ指導時間として取り扱うことをお願いいたします。

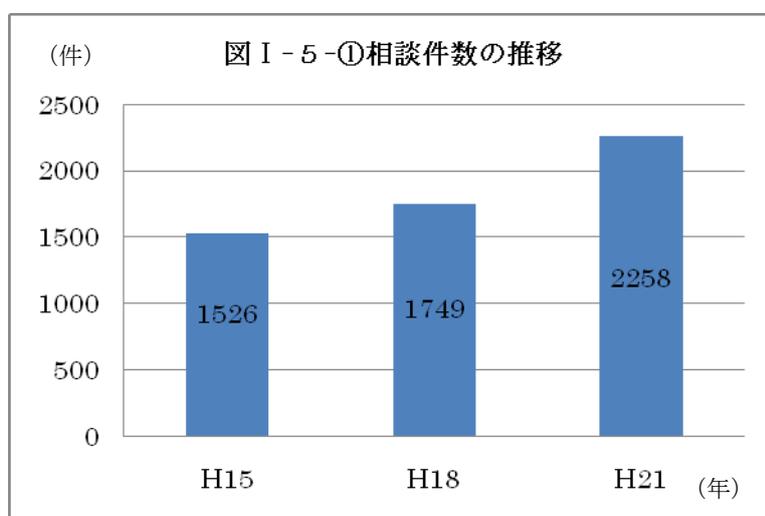
通級教室の指導で教育効果を高めるためには在籍校との連携は欠くことのできない重要な活動の1つです。1児童につき最低でも年1回の在籍校訪問を行っています。すべての通級児童の在籍校訪問

に要する時間を累計すれば相当の時間を費やしていることは明らかです。

また、通級指導教室では、図 I-5-①のように年度の途中に入級する児童数が非常に多く、更に増加傾向にあります。現状でも長期休業中を除けば一週間に1回(1回につき2時間程度を要する)の教育相談を行っています。

このような状況の中、年度当初より基準の指導時間数を設定した上で、在籍校訪問、教育相談などの業務を加えると、勤務時間を超えて指導を行わなければならない、担当者の過剰な負担を招いております。さらに、在籍校訪問の時間確保ができず、十分な連携が図れなかったり、教育相談の時間が確保できず、年度途中の入級希望には応じられない事態が生じたりすることも少なくありません。

こうしたことから、在籍校訪問や教育相談などの時間も正規の業務として位置づけ指導時間として取り扱うことをお願いいたします。



6 通級指導教室の増加に伴って、通級指導教室の新任者も増加しております。本会においても新任者研修を実施しておりますが、年1回の実施で十分とは言えません。新任者が安心して通級指導教室を担当できるよう新任者研修等の充実を図っていただくことをお願いいたします。また、新任者だけでなく、広く研修の機会を増やしていただくことをお願いいたします。

近年、通級指導教室が増加し、その中には、指導や教室経営に不安を抱く担当者も少なくありません。通級指導教室の担当は、保護者からも在籍校からも「専門家」として期待されています。しかし、専門的なことを学んで通級指導教室を担当する者は少ないのが現状です。年度当初に十分な知識や経験がなく、通級制度や教室経営、指導計画、指導内容、指導方法、保護者との連携、在籍学級との連携など、通級指導教室独特の特性に一人で悩んでいる担当者がいます。「専門家」として最低限の準備をして新年度をスタートできるよう新任者研修等の充実を図る必要があると思われまます。

特に下記の3点の資料と実践例については4月当初に指導計画や指導体制、年間計画を策定するまでに研修しておく必要があると思ひます。

- ・通級に関する法的な根拠 学校教育法および学校教育法施行規則
- ・「通級による指導の手引き 解説とQ&A」 文部科学省編著
- ・「通級による指導」の手引き 静岡県教育委員会

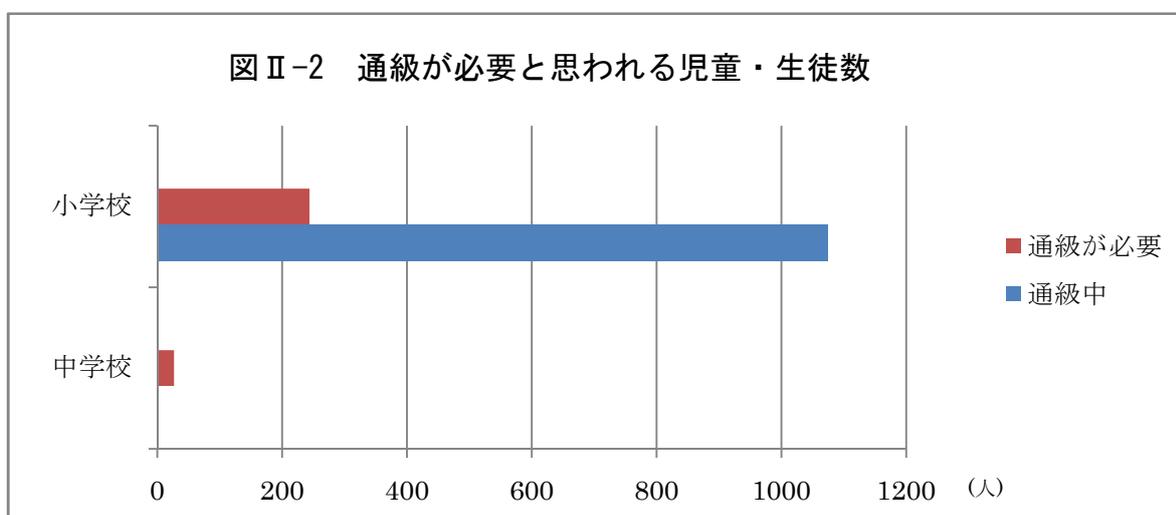
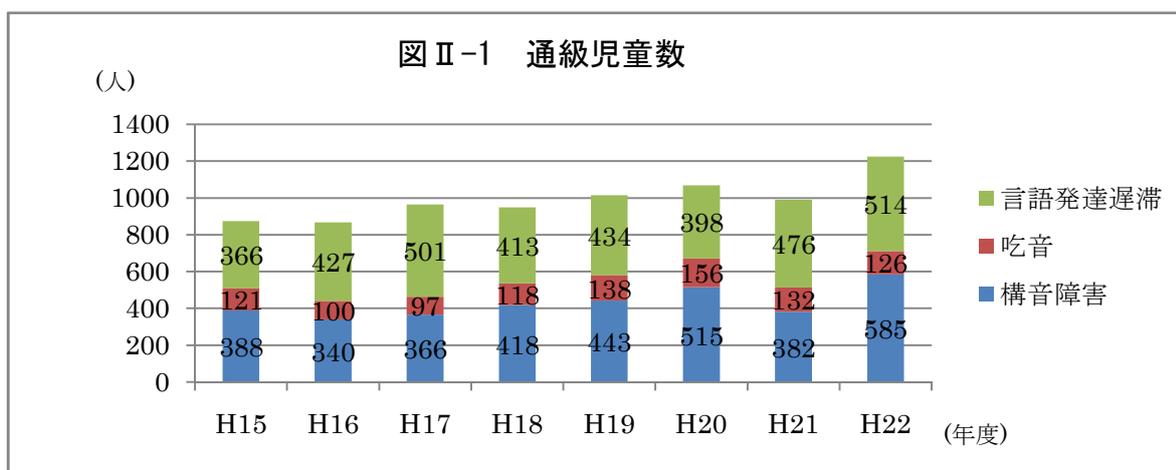
また、新任者研修だけでなく、障害種の特性理解や各種検査の実施方法とその活用などの研修を充実させていただくことをお願いいたします。

II 言語障害通級指導教室充実発展のための要望

言語障害通級児童の割合は増加しニーズが高まっているにもかかわらず、県内の言語障害通級指導教室数や担当者数は増えていません。ニーズに応え、質の高い指導を行うためには、言語障害通級指導教室のさらなる増設と担当者の配置をお願いいたします。

本県では図Ⅱ-1のように、通級指導教室（言語）の通級児童数は徐々に増加傾向を示しています。22年度当初は1097人でしたが、年度末までの延べ人数は1225人に達しました。平成23年度当初の入級児童は1074人ですので、今年度も昨年度同様、1200人を超える児童が指導対象となると考えられます。全児童数が減少していることから考えると、通級児童数の割合は増えていると言えます。

また、図Ⅱ-2にありますように、全県調査の結果、小学校では、現在通級していないけれども言語面での困難さがあり指導が必要であると在籍学校が認めている児童は244人います。中学校においては、言語通級教室がないため、通級生徒は0人ですが、指導が必要と思われる生徒が27人います。一学級で20人程度の児童・生徒の指導が可能と考ええると、県内で10以上の教室が不足しているということになります。現状では、言語の通級指導教室も適切な数とは言えないことが分かります。

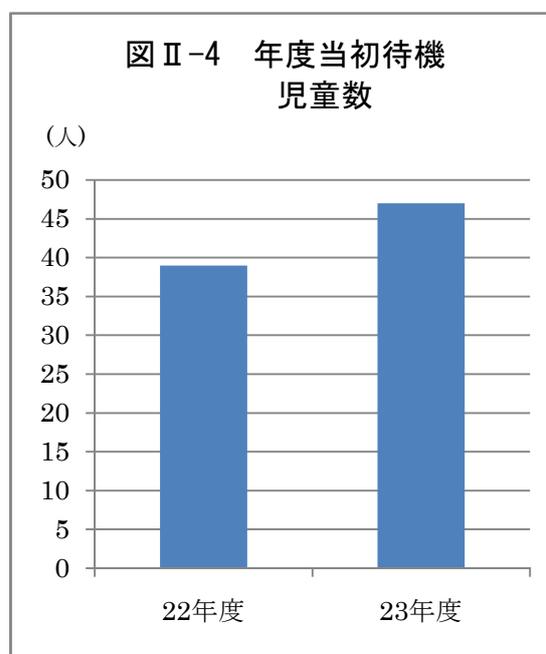
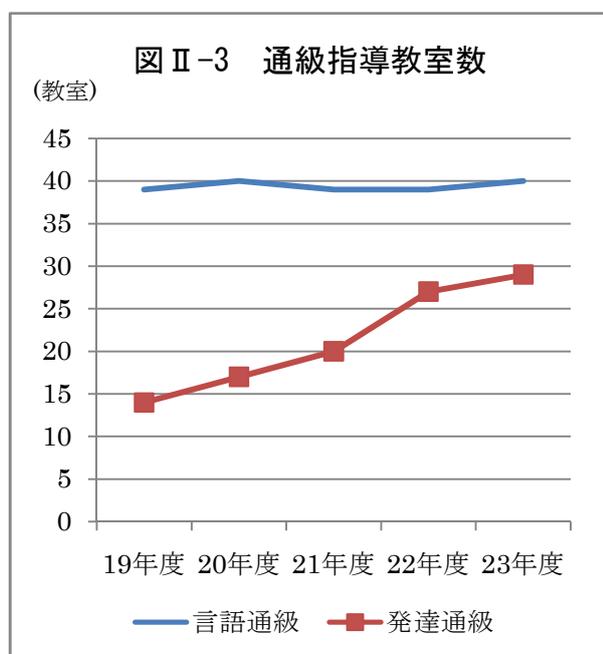


近年の通級指導教室（言語）の数は、図Ⅱ-3のように、横ばい状態が続いています。そのために、毎年、指導が必要であるにもかかわらず、教室数や担当者数の不足により待機児童を出さざるを得ない状況です。23年度当初の待機児童は47人で、図Ⅱ-4のように昨年度を上回っており、ニーズに十分にこたえられていないことが明らかです。待機児童を出さないように、担当者は様々な努力をしていますが、年度途中には毎年待機児童数が増えています。これは、子どもと保護者にとっては非常に不幸なことであり、担当者にとっても胸が痛む思いです。

また、幼児ことばの教室の認知が高まり、年々相談件数が増えています。通級児童の多くは幼児期から継続して指導を受けていますので、幼児の指導人数の増加に伴って、児童数も今後増加することが予想されます。このままでは、今以上に、言語に支援を要する児童のニーズに十分にこたえることが困難になります。

地域格差も大きく、東部地区では言語障害のための通級指導教室が未設置の市町があります。そのため、近隣の市町が未設置地区の児童を受け入れ、相談や指導などを行っているケースが昨年度27件ありました。受け入れる市町に余裕があるわけではなく、ニーズに応えたい、困っている子どもたちの障害を少しでも早く改善してあげたいという強い思いに支えられているのです。相談に訪れ、指導が必要であるにもかかわらず、速やかに適切な指導を受けることができないために、児童や保護者が不安を抱え続けることとなります。場合によっては、指導のタイミングを逃してしまうことにもなりかねません。

教室を増設し、担当者を配置することで、待機児童を減らすことができ、また、より質の高い丁寧な指導を行うことにつながります。今後も通級指導教室（言語）の増設と必要な担当者の配置を推進して下さるよう、お願いいたします。



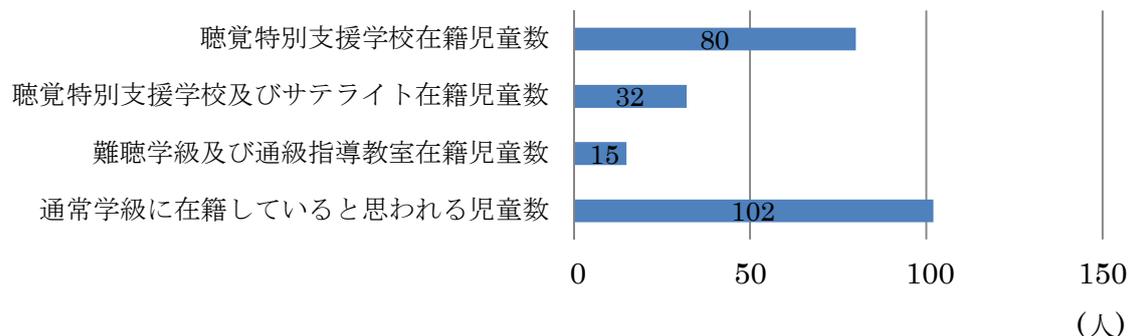
Ⅲ 聴覚障害通級指導教室充実発展のための要望

- 1 近年、特別支援学級（難聴）や通級指導教室（難聴）はその数が著しく減少しており、難聴児のニーズに答えることができない状態となっています。聴覚に障害のある児童生徒の学習に於いては、障害の改善や克服についての指導だけでなく、将来の社会参加に向けた通常の学級での「学級適応」に関する支援が重要です。この「学級適応」への支援に大きな成果を収めてきた、難聴学級・教室が減少していくことは、難聴児やその保護者にとって大きな損失です。特別支援学級（難聴）や通級指導教室（難聴）の増設を是非お願いいたします。

「教育上、特別な教育的措置を必要とする難聴児は、全児童中の 0.11%」（「聴覚障害児のことばの指導」福村出版）という調査結果があります。平成 22 年度県内小学生の数は 208926 人ですから、その割合から推察しますと 229 人の難聴児が県内にいるものと考えられます。

この内、平成 22 年度に県内の聴覚特別支援学校や難聴学級、通級指導教室（難聴）で何らかの支援を受けている児童（小学生）は 127 人ですから、図Ⅲ-1-①のようになります。

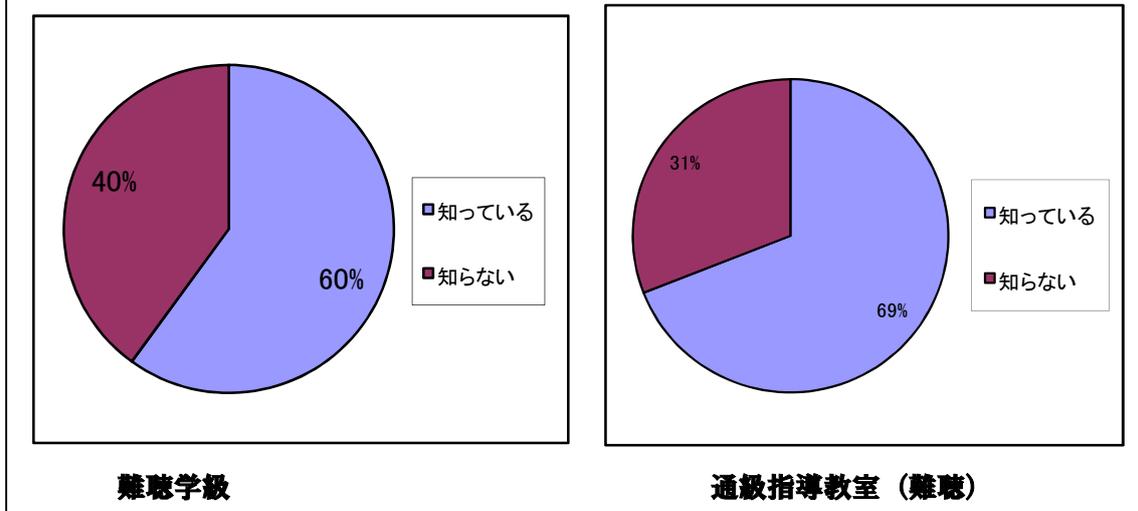
図Ⅲ-1 平成22年度県内難聴児童在籍状況



詳細な数字をあげると、聴覚特別支援学校に在籍している児童が 80 人、同じく聴覚特別支援学校の通級指導やサテライトで指導を受けている児童が 32 人、普通小学校の難聴学級や通級指導教室（難聴）で指導を受けている児童が 15 人となっています。そして、通常学級に在籍し特別な支援を受けていないと思われる難聴児は 100 人くらいいるものと考えられます。

この 100 人という数は、特別支援教育の主旨から考えても見過ごすことができない状況です。背景には、医療の進歩や新生児難聴スクリーニングの実施等による早期発見早期治療により、小学校入学時まで通常学級で生活できる基礎を培うことができるようになった児童が増加していることや、「通常学級でやらせたい」という保護者の強い希望が考えられます。しかし、特別な支援を受けられる場所が近くになく、仕方なく通常学級で生活しているという児童もいます。また、図Ⅲ-2 からわかるように、県内では難聴学級の数の減少により、教員（小学校）でさえ難聴学級や通級指導教室（難聴）があるのを知らない人が 30%~40%いるのが現状で、このことがより一層の減少を招いているのではないかと考えられます。

図Ⅲ-2 難聴学級、通級指導教室（難聴）を知っているか



難聴児の指導では、聞こえの状態の把握や雑音への配慮等を行いながら、発音の問題、語彙不足の問題、作文力の問題などを補う個に応じた学習（特に言語力向上の支援）を行う必要があります。また、将来の社会参加の基本となる健常児との関わりを通常学級との交流の中で学ばせることも大変重要な指導内容です。

これまで普通学校に設置されている難聴学級や通級指導教室（難聴）は、こうした健常児との共生教育という点で、聴覚特別支援学校では得られにくい大きな成果をあげています。

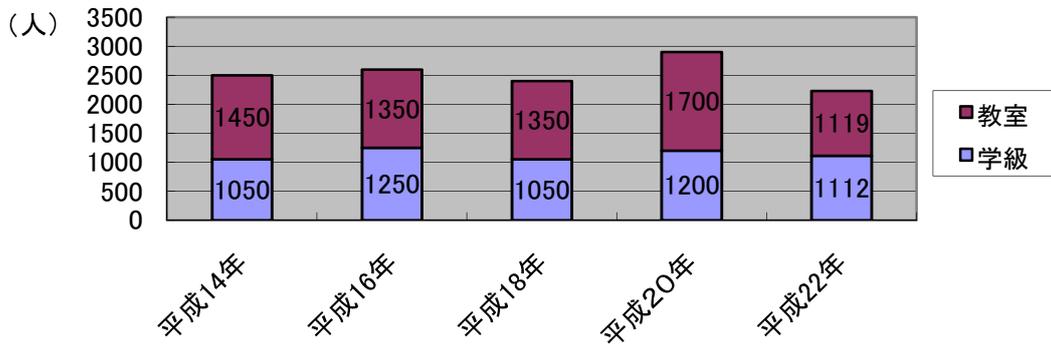
このような意義を持つ難聴学級や指導教室（難聴）を失うことは、今後難聴児や難聴児を持つ保護者にとって就学の選択肢を狭めてしまうことになり、大きな損失となります。またこのまま難聴学級や指導教室（難聴）が減少していくことは、今まで蓄積してきた教員の専門性が失われる可能性すらあります。

全国公立学校難聴・言語障害教育研究協議会の調査によると、全国の難聴学級や通級指導教室（難聴）での指導対象児童数は、図Ⅲ-3でもわかるようにその数は2500人前後で推移し、指導対象児が減っているわけではありません。また、図Ⅲ-4からわかるように難聴学級や通級指導教室（難聴）の担当者数もここ数年800人から900人の間で推移していて、全国的には難聴学級が減少していないことも明らかです。

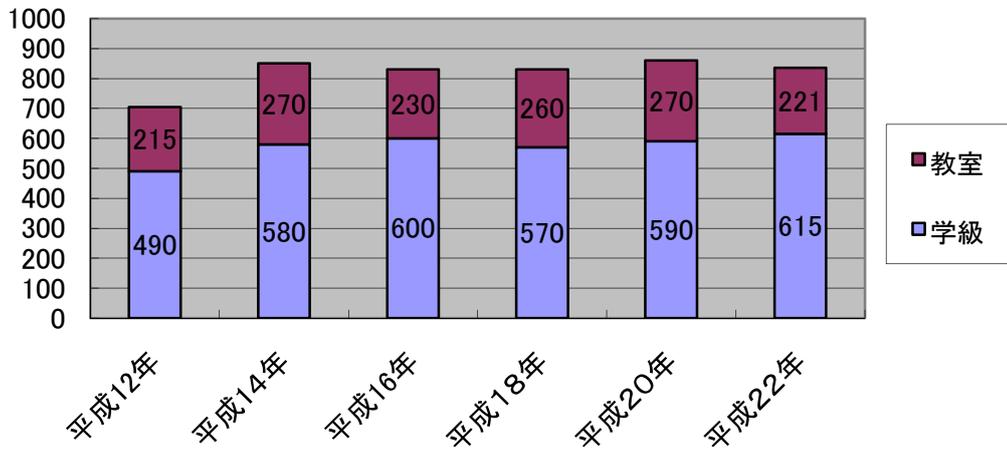
このことから静岡県内の難聴学級・通級指導教室（難聴）の在籍数が15人というのは極端に少ないと言えます。

難聴学級や通級指導教室（難聴）の存在を広く知らせるとともに、県内どこに居住していても難聴指導を受けられるように、難聴学級や通級指導教室（難聴）を設置していただくことを強くお願いいたします。

図Ⅲ-3 難聴・通級指導教室（難聴）対象児童数（全難言協調査より）



図Ⅲ-4 難聴・通級指導教室（難聴）担当者数（全難言協調査より）

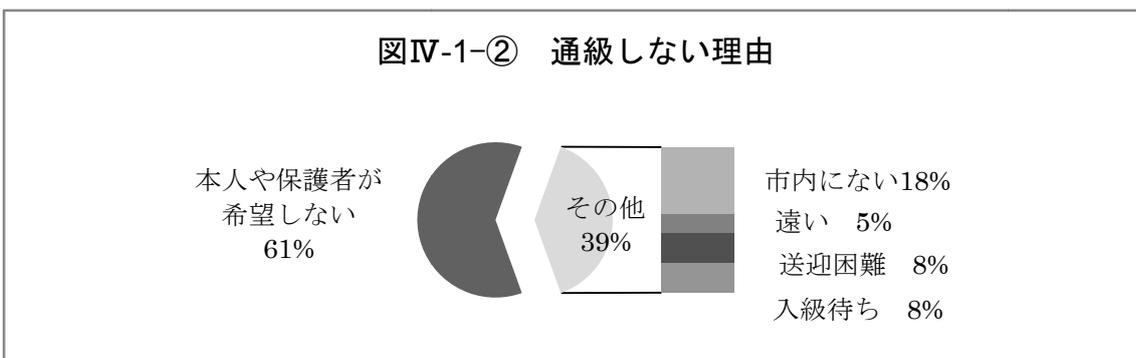
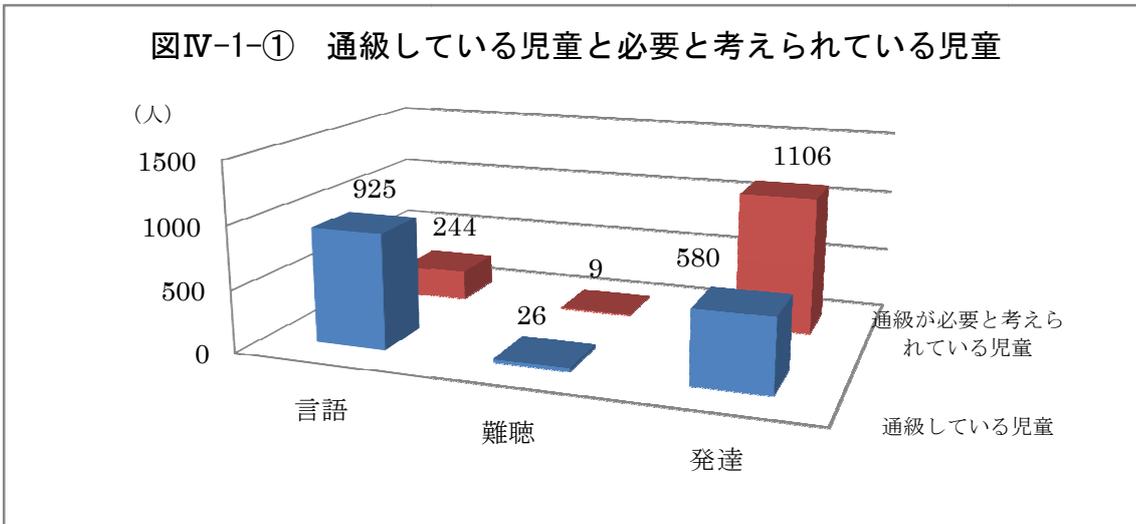


IV 発達障害通級指導教室充実発展のための要望

1 発達障害により、通常の学級での生活のしにくさや学習のしにくさを感じ、自己肯定感が下がってしまっている児童生徒が急増しています。これに伴い、発達障害通級指導教室の設置が進んできましたが、まだまだニーズに応えるものではありません。未設置の市町においては、一刻も早く新設されることをお願いすると共に、既設の市町においてもニーズに応じた新設、増設をお願いいたします。

通級指導教室を利用している児童と、現在は通級していないが在籍校が通級が必要と考えている児童の人数を比較すると、図IV-1-①が示すように発達障害については通級していないが必要と考えられている児童が、通級している児童の2倍近くいます。必要と考えられているのに通級していない児童について、その理由は図IV-1-②のようになっています。発達通級指導教室が通級可能な距離のところにあたり在籍校にあって校内通級ができたりすれば、そのうちの430名余りが通級をすることが可能になります。

今後とも発達障害通級指導教室の入級希望者は、さらに増加することが予想されます。地域のニーズに応じた教室の新增設をお願いします。



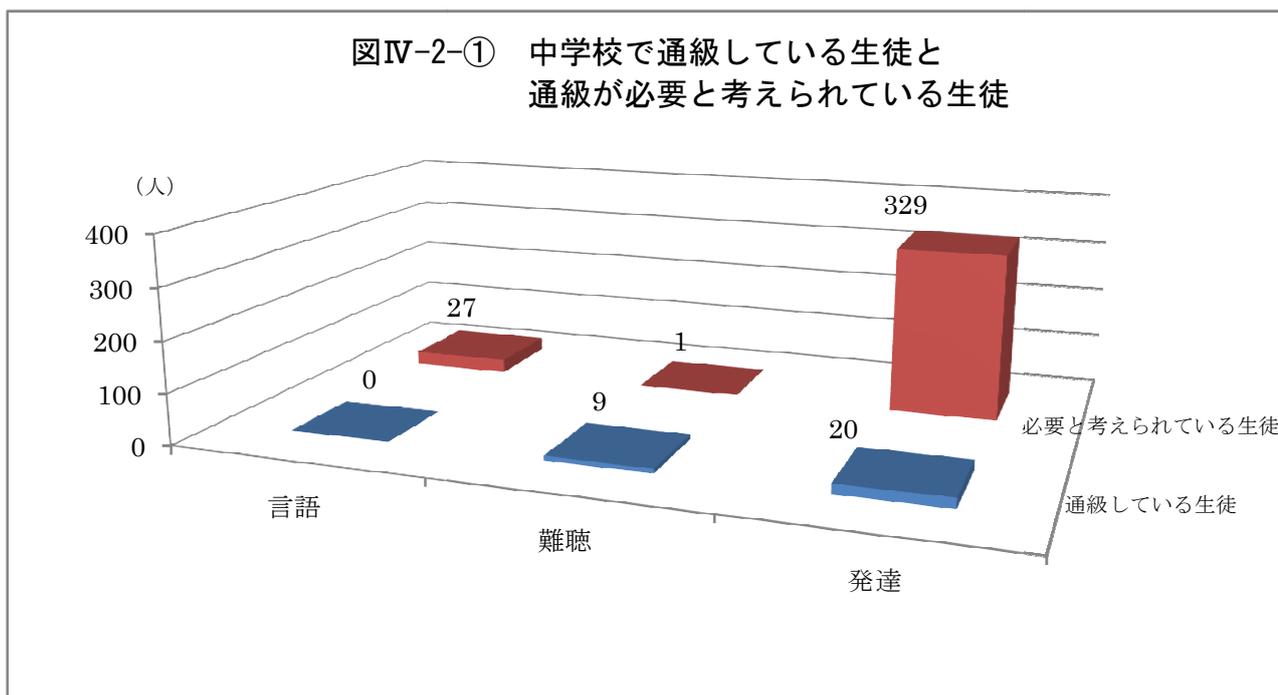
2 県内では中学校の発達障害通級指導教室は浜松市に3教室ありますが、他市町は通級での指導を受けることができるのが小学校6年生までとなっています。ぜひ、中学校の発達障害通級指導教室の新設をお願いいたします。

中学校の現場でも発達障害についての理解が進み、通級による指導が必要と在籍校で考えられている生徒が増加しています。生徒数66011名を対象とした調査では、図IV-2-①に示すように、0.5%にあたる357名が通級による指導が必要として挙げられています。そのうち9割以上が発達障害通級指導教室の対象と考えられています。

理由としては、ソーシャルスキルや対人スキルの指導の場が必要な生徒がいることが多くあげられています。また、現状では校内で支援を行っているので、具体的な支援方法の提案などの助言を受けたいという要望もあげられています。小学校で発達障害通級指導教室の指導を受けていた生徒について中学校としても継続したいが教室がないために必要な指導ができないといったケースも報告されています。

文部科学省の平成15年「今後の不登校への対応の在り方について（報告）」でも、「不登校との関連で新たに指摘されている課題として注目されているものに、学習障害（LD）、注意欠陥/多動性障害（ADHD）等があります。」とあり、現場からも、発達障害をもっている生徒が不登校傾向になってしまっているので支援に協力してほしいとの声もあがっています。

発達障害をもつ生徒が適切な支援や環境調整を受けることで、二次的な障害を予防するためにも、中学校における発達障害通級指導教室の開設をお願いいたします。



V 早期指導充実発展のための要望

1 本県の「幼児ことばの教室」は、県内外から高い評価を得ています。しかし、「幼児ことばの教室」には県単位の設置基準がなく、各教室によって様々な設置形態があり、支援の質や量は市町によって大きな差があります。

そこで、県内どこの市町においても一定の支援が受けられるよう県による設置基準や指導者雇用の基準を設ける必要があると思われます。早期支援の重要性を鑑みこのことについてご検討くださるようお願いいたします。

平成23年度、「幼児ことばの教室」は45教室あり、その教室を担当する行政はさまざまです（表V-1-①）（図V-1-①）。また、設置場所についてもさまざまです（図V-1-②）。

学齢のことばの教室が設置されている小学校内にある「幼児ことばの教室」においては、小学校へのスムーズな就学・通級教室へのスムーズな移行・指導等に関する日常的な情報交換や研修が行われ、成果をあげています。今後できるだけ学齢ことばの教室の設置されている小学校に「幼児ことばの教室」を設置していただきますようお願いいたします。

また、各教室の指導児数や指導頻度にも差があります。担当者一人当たり指導児が5人程度の教室から、40人の教室まででありサービスに差が生じています。

本年度通級幼児が在籍している園へのアンケート調査を行った結果、幼児ことばの教室には通ってはいないが通級を必要とする幼児が潜在的に非常に多く存在することがわかりました（図V-1-③）。

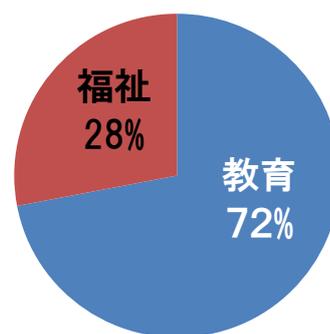
通級していない理由としては、保護者の意識の低さがあげられますが、行きたくても行けない状況があることもあげられました（図V-1-④）。特に設置数の少なさは東部地区が顕著です。

障害の早期発見や早期指導の場として重要性が高まっている「幼児ことばの教室」の指導員の増員をお願いいたします。また、待機幼児を軽減するためにも設置基準の内容のひとつとして、対象幼児数に対して指導者数を決定する方向でお願いしたいと思います。

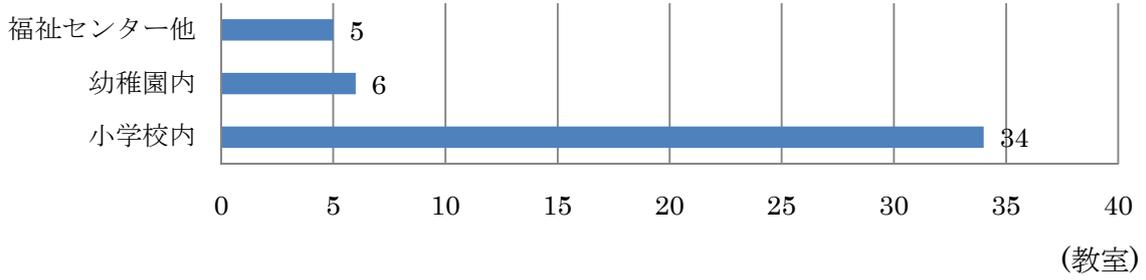
表 V-1-① 担当行政

教育行政	37	教育委員会
福祉行政	6	こども保育課 4
		子育て支援課 1
		子ども未来課 1
その他	2	地域療育センター 東遠学園組合立

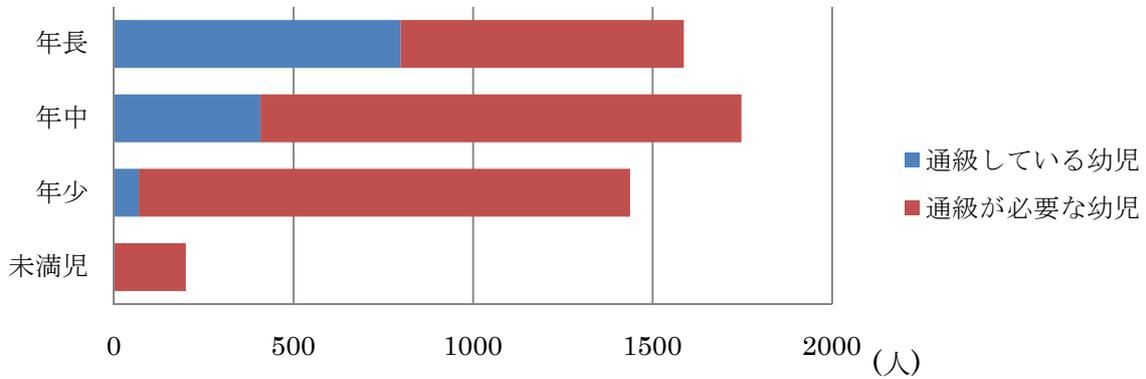
図 V-1-② 担当行政の割合



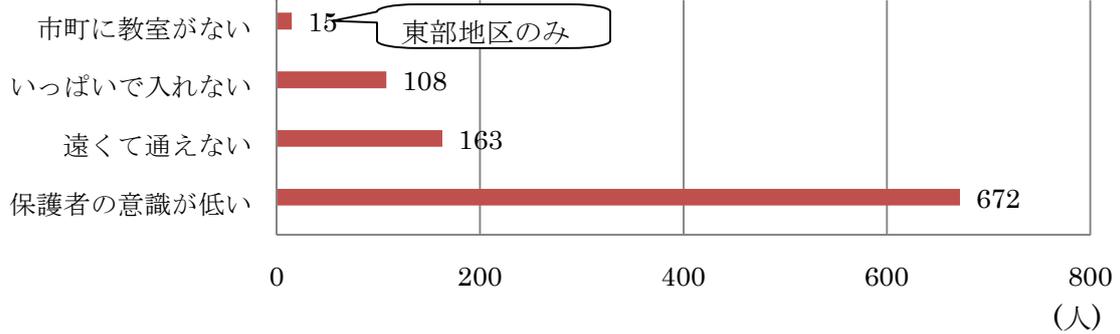
図V-1-② 設置場所



図V-1-③ 通級を支援を必要とする幼児数



図V-1-④ 幼児ことばの教室に通級していない理由



2 幼児指導者の高い専門性を維持するため、「幼児ことばの教室」に正規職員を配置することをお願いいたします。また、市町に対して、非常勤嘱託などを配置する際には現行の他業務の非常勤嘱託の勤務年限等（研修参加の制約を含む）の適用から除外するよう働きかけをお願いいたします。

近年「幼児ことばの教室」が増加し、指導を受けられる幼児が増えたことは、幼児指導の重要性からしても大変望ましいことです。しかし、指導員は高い専門性（資格）を持ちながら（図 V-2-①）身分は臨時や非常勤であり、正規の職員は 9%にとどまっております。（図 V-2-②）高い専門性を生かして指導に当たれるよう、できるだけ正規の職員を配置する必要があります。

嘱託などでは勤務年限が制限されている市があり、せっかく身に付けた専門性がこうした制限により生かされなくなってしまうと同時に、また新たな専門性を身につけるための研修も必要となります。こうした点からも現行の他業務の非常勤嘱託の勤務年限等（研修参加についての制約も含む）の適用から除外するよう働きかけをお願いいたします。

